



宮崎第一中学校

学校いじめ防止基本方針

はじめに

学校教育において今、「いじめ問題」が喫緊の課題となり、「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年 9 月に施行されました。

いじめは、決して許される行為ではありません、いじめを防止するために、全ての教職員が、役割に応じた対応や、いじめという行為、いじめ問題に組織的に取り組むということが求められています。

本校の建学精神「健徳勇断美」の心を育み、生徒一人ひとりが生き生きと学校生活を過ごしていけるように、いじめに関する課題意識を共有し、自己の役割を果たしていく必要があります。

また、宮崎第一中学校の生徒は、自らも安心して楽しい学校生活が送れるような「推進者」であることを自覚し、いじめを許さない学級づくりを積極的に進めていかなければなりません。

いじめ防止対策推進法の規定及び国や県のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、それらを効果的に推進するために「宮崎第一中学校いじめ防止基本方針」を定めます。

(推進法第 13 条)

(平成 30 年 1 月 16 日改訂)

宮崎第一中学校

本校の取り組みについて

- (1) 単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、それが行動に移され実際に成果をあげていくように全ての教職員で取り組みます。具体的な実施計画や実施体制についても実効性が出るように教職員は基本方針を熟読し、個々の役割を理解し、いじめのない学校づくりに努めます。
- (2) 未然防止には、日々の学校生活の取り組みの中で、特に授業が大切だと考えます。未然防止としての対症療法の繰り返しに終わるのではなく、具体的に、わかる授業づくりを進め、すべての生徒が授業に参加できるように工夫します。そして各授業の中から派生する問題を生徒と共に考え解決していくようにします。また、授業開始時や授業中の正しい姿勢（立腰）の徹底、発表や聞く態度の指導、提出物の指導など、基本的な学習習慣の指導に取り組みます。（ABC習慣）

A = あたりまえのことを

B = バカにせず

C = ちゃんとやる

— もくじ —

1	学校におけるいじめの防止	3
(1)	いじめの定義	3
(2)	いじめの基本的認識及び教職員の責務	3
(3)	いじめの未然防止＝（授業）＋（学校行事）	4
2	いじめ防止等のための対策	4
(1)	いじめ防止等のための組織	4
(2)	いじめ防止対策委員会の設置	4
(3)	活動内容	4
(4)	教職員の資質向上に向けた研修等	5
3	いじめ防止等に関する措置	5
(1)	道徳教育や体験活動について	5
(2)	いじめ防止年間計画	6
4	いじめの防止	7
(1)	学級経営等	7
(2)	保護者、地域住民との連携など	7
5	いじめ早期発見のための措置	7
6	いじめに対する措置	7
7	支援及び指導	8
(1)	いじめられた生徒への支援	8
(2)	いじめた生徒への指導	8
(3)	全体指導	8
8	いじめ防止対策職員研修など	9
9	インターネットによるいじめの対策	9
10	所轄警察署との連携について	9
11	いじめの相談があった場合の対応	10
12	重大事態への対処	11
(1)	対処のフローチャート	11
(2)	重大事態の学校調査等について	11
(3)	重大事態の報告	12
13	その他いじめ防止のための対策に関する重要事項	12
○	資料1 学校いじめ防止プログラム	13～14
○	資料2 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント	15～16
○	資料3 いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン	17
○	資料4 教室や家庭でのサイン	18
○	資料5 いじめに対する措置	19

1 学校におけるいじめの防止

(1) いじめの定義

(推進法第2条)

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様

※ 各教室に掲示

- ① 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる
- ③ わざと、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ 金品をたかられる
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑦ インターネットなどで、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ⑧ インターネットやライン等で本人の同意なしに動画等を流される

《参考》

【「生徒指導提要」平成22年3月文部部科学省より】

文部科学省では、(従来)「自分より弱者に対して一般的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年度に(上記のように)見直しました。これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として、いじめを認知しやすいようにしています。

(2) いじめの基本的認識及び教職員の責務

(推進法第8条)

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」＝(授業)と「早期発見」に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。また、保護者との連携も密にとります。

【基本的認識】

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめはいじめられる側にも問題があるという考えは間違っている。
- ④ いじめはどのような態様であれ犯罪行為である。
- ⑤ いじめは学校組織の指導の在り方が問われる問題である。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3)いじめの未然防止 =(授業)+(学校行事等)

- ① すべての生徒が、いつでもいじめに巻き込まれる可能性があると考え、生徒全員を対象に組織的に未然防止の働きかけを行います。授業を中心とし、あらゆる学校行事等を通して、自己有用感や規範意識を高め、思いやりのある豊かな人間性や社会性を育むことを目指します。
- ② すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていきます。

2 いじめ防止等のための対策

(1)いじめ防止等のための組織(開催時期等)

- ・「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめに関わる事案が発生した場合は学校全体の問題として捉え、速やかに招集します。
 - ・教職員の抱え込み（自分が解決しなくては…迷惑はかけられない…etc）を防ぐ為に定期的な「いじめに関する情報交換」を行います。
 - 週1回の中学校職員会議
 - 月1回教育相談部会では管理職を含めたメンバーで情報交換・報告会等を開く。(クラスの欠席状況・授業環境・問題行動等含む)
- 各会での記録をもとに、毎回学校長に報告します。

(2) いじめ防止対策委員会の設置

(推進法第22条)

(構成員)

校長、副校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、教育相談主任、
関係教諭、その他

※ 事案に応じて、弁護士や医師及び心理や福祉など専門知識を有する第三者を加えます。

※母体組織として活動しますが、「重大事態が疑われる場合」は速やかに重大事態に係る調査のための組織編成を行い、迅速な対応を行います。

(3)活動内容

- いじめ防止基本方針作成及び見直し
 - いじめ防止のための年間指導計画の作成
 - いじめが疑われる場合の事実確認・対応方針の決定
 - 重大事態への対応
 - いじめを受けた生徒への支援方針の検討
 - その他いじめに関する必要な措置
- 担当：対策委員会

- 教育相談係による定期的なアンケート調査の実施
(月1回)と集計・集約、情報共有
 - いじめ防止の校内巡視や巡回ローテーションの計画
 - いじめ防止のための諸調査、情報の整理・記録・分析
 - いじめに関する校内研修会の企画・立案
- } 担当：
生徒指導部

(4)教職員の資質向上に向けた研修等

(推進法 18 条)

- ① 各学期末に教職員の資質向上のために、「学校いじめ防止基本方針」をベースに、いじめに関する情報の共有を図り、すべての教職員が意識的にいじめ問題に取り組めるようにします。
- ② 「学校いじめ防止基本方針」の役割分担等について確認し、不備な点は改善していきます。また、担任が一人で抱え込まないように意見交換を行い、学校全体で組織的に取り組めるようにします。

3 いじめ防止等に関する措置

(1) 道徳教育や学級活動、体験活動等について

(推進法第15条)

生徒が心ない言動をとって、相手に嫌な思いをさせるトラブルが時々起こります。心の中では、善悪の区別はついていても、その場の雰囲気や感情に流されてしまうからです。

日頃から、自分の事だけを考えるのではなく、相手に対する「思いやりの心」や相手を「傷つけない言動」について考えることは、これからの人生にとっても大変重要です。

教育課程の中では、道徳の授業を中心とし、学校の教育活動全般を通して、道徳的な面を兼ね合わせて指導していきます。

また、体験活動の一つとして、宿泊研修、地域清掃、強歩会など種々の体験活動を活発に行っています。集団で生活することを通して、仲間と協力して目標を達成する喜びを体験するとともに、豊かな心を育み、社会貢献が出来る人材育成を目指しています。

さらに、年間の全教育活動を通して、特に学級活動の時間や学校行事等に絡ませながら、いじめ問題、命の尊さ、人権等の考えを深めたり、他人との共存や相手の考え方を知る機会を設け、生徒の内面的な成長を支援していきます。

(2)いじめ防止年間計画

1学期	4月	5月	6月	7月・8月
職員研修等	○いじめ防止対策委員会組織 ○年間指導計画 ○いじめに関する職員研修	○保護者常任理事会で基本方針を説明	○基本方針をHPで公表 ○役割の確認	○職員研修 1学期のいじめに関する事案の経過報告等
いじめ防止対策等	○職員会で実態把握 ○アンケート調査	○生徒指導部会 ○アンケート調査	○職員会で実態把握 ○情報モラル教室 ○アンケート調査 ○Q-Uの実施 学級の状態把握	○職員会 いじめに関する1学期の取り組みの検証 ○アンケート調査
早期発見等	○面談 ○校内巡視	○面談 ○校内巡視	○面談 ○校内巡視	○面談 ○校内巡視
事案発生等	○適切に対応	○適切に対応	○適切に対応	○適切に対応
2学期	9月	10月	11月	12月
職員研修等	随時	随時	随時	随時
いじめ防止対策等	○アンケート調査 ○生徒指導全体会	○生徒指導部会 ○職員会で実態把握 ○アンケート調査	○職員会で実態把握 ○アンケート調査 ○Q-Uの実施 学級の状態把握	○職員会 いじめに関する2学期の取り組みの検証 ○アンケート調査
早期発見等	○面談 ○校内巡視	○面談 ○校内巡視	○面談 ○校内巡視	○面談 ○校内巡視
事案発生等	○適切に対応	○適切に対応	○適切に対応	○適切に対応
3学期	1月	2月	3月	4月
職員研修等	随時	随時	随時	過年度の取り組みを総括、評価後、新しい年間計画の策定
いじめ防止対策等	○アンケート調査 ○職員会で実態把握	○生徒指導部会 ○職員会で実態把握 ○アンケート調査	○職員会 いじめに関する3学期及び1年間の反省 ○アンケート調査	
早期発見等	○面談 ○校内巡視	○面談 ○校内巡視	○面談 ○校内巡視	
事案発生等	○適切に対応	○適切に対応	○適切に対応	

※ 校内巡視は学年団を中心に担任・副担任で各教室の巡回を毎日行います。
(朝・昼休み・放課後など)

※ 面談は、二者面談・三者面談を状況に応じて行います。

※ 年間計画は学期ごとに検証などを行い変更する場合があります。

4 いじめの防止

(1) 学級経営等

教職員が、一人ひとりの生徒に対して愛情を持ち、学級経営や教育活動を行います。生徒の自尊心を高める学習活動や学級活動、学年、学校行事をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合うクラスづくりを目指します。

「違いを認め合う」ことは、「いじめ防止」のキーワード

(2) 保護者、地域住民等との連携など

- ① 保護者総会や常任理事会で学校基本方針を説明します。
- ② 学級通信や学年便りを活用したいじめ防止活動の報告等を行います。
- ③ 必要に応じて3者面談の話し合いを随時行います。
- ④ 本郷地区青少年育成会との連携を深めます。
- ⑤ その他

5 いじめの早期発見のための措置

(推進法第16条)

【早期発見の基本】

- ② 全校生徒を対象としたアンケート調査を毎月1回、実施します。
- ③ 学級日誌や生活ノート等、担任と生徒の間で交わされるものを活用し、早期発見に努めます。
- ③ 普段と様子が違う生徒には「声かけ」をし、担任に報告します。
- ④ 今まで当たり前には又は、何気なく行ってきたことを、意識的に行います。
- ⑤ 保護者と連携し、家庭で気になった様子などを把握できるようにします。
- ⑥ 地域の方からの通報には即対応できる体制を整えます。
- ⑦ 養護教諭や教育相談主任との連携がスムーズに出来る体制を整えます。

6 いじめに対する措置

(推進法第23条)

- ① 生徒から相談を受けたり、いじめの事実があると思われる、いじめられているのではないかという情報を得たときは、迅速に適切な措置をとります。
- ② いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止の措置をとり、いじめを受けた生徒・保護者への支援やいじめを行った生徒の指導と支援、保護者への助言、また傍観者への指導と支援を継続的に行います。
- ③ いじめに関する情報をいじめを受けた保護者やいじめた生徒の保護者と共有するための措置などを行います。
- ④ いじめが犯罪行為として認められる場合は、所轄警察へ通報します。

7 支援及び指導

(推進法第 15 条)

(1) いじめられた生徒への支援等

- ① 生徒の不安を取り除き、必要な場合、安心できる場所を確保します。
- ② 生徒の考えや気持ちを尊重し、今後の方針を決めます。
- ③ 保護者との連携を密にし、いじめ事案の情報を共有します。
- ④ いじめられた生徒と保護者に継続的に支援していくことを伝え、また「学校が絶対に守る」ということを伝え、安心できるようにします。

(2) いじめた生徒への指導等

- ① いじめの事実確認を行います。
- ② 保護者を交えた面談を行い、いじめられた生徒への対応を考えます。
- ③ いじめに至る背景と要因を調査します。
- ④ いじめは、決して許されない行為であることを指導します。
- ⑤ ストレッサーがある場合は、解決策を共に考えます。
- ⑥ 教育上必要と認められる場合は適切に懲戒を加えます。(推進法第 25 条)

(3) 全体指導

- ① いじめられた生徒や保護者に配慮し、全体指導のタイミングを図ります。
- ② 全体指導では「いじめ」はもちろん、決して観衆や傍観者にならないように指導します。又、いじめにつながるパターンの事例も交えて指導します。
- ③ いじめが起る原因を考えさせ、生徒一人ひとりがいじめは許されないという意識(気持ち)とともに「命に関わる問題」であるということを指導していきます。
- ④ いじめ問題はクラスや学校だけの問題ではなく社会全体で取り組む問題であることを指導していきます。

【参 考】

いじめの構造 (いじめの 4 層構造)

- いじめる生徒
- 観 衆 = (はやしたてたり、おもしろがったりして見ている)
- 傍観者 = (見て見ない振りをする)
- いじめられる生徒

いじめの継続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っている。

森田洋司氏 参照

8 いじめ防止対策職員研修など

(推進法第 18 条第 2 項)

いじめ防止に関する教職員のための研修等を随時行い、未然防止や対応方法等を共有していきます。また、毎週一回、全体(中学校・高校)の職員朝礼で、いじめ問題の報告を行い、いじめに関する認識を高めていきます。

また、クラスの状況について職員会等で情報の交換を行います。

9 インターネットによるいじめ対策

(推進法第 19 条)

インターネットによるいじめとは

「ネットいじめ」とは、携帯電話やパソコン等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものです。掲示板などへの書き込みによるいじめは、自分が知らないところで広まり、加害者の特定も困難です。いじめ目的のメールは、悪質で相手がわからず、精神的なショックを受け、友達不信に陥り、不登校になるケースもあるといわれています。

- ① インターネットによるいじめ防止
 - ・ 学級活動や全校集会で、ネット犯罪の事例などの情報提供を行います。
 - ・ トラブルに巻き込まれないために、フィルタリングや家庭でのルール決めなどを啓発します。
 - ・ 生徒や教職員を対象とした、ネット犯罪等に関する講演会を実施します。
- ② インターネットいじめの対処
 - ・ ネットパトロールや、不審な書き込み等に対するネットいじめ把握に備えます。
 - ・ アンケート等で、生徒や保護者からの積極的な情報収集を行います。
- ③ ネットいじめが発生した場合の対処
 - ・ 状況の確認をします。
 - ・ 管理者へ連絡し、削除を依頼します。
 - ・ 警察に状況の報告と相談をし、アドバイスを受けます。
 - ・ 対策委員会を招集して、対応を協議します。

10. 所轄警察署との連携について

(推進法第 23 条第 6 項)

- ① いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携して対処します。
- ② 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

11 いじめの相談等があった場合の対応

■校内の相談窓口

- ・一般、外部 ⇒ 教頭、生徒指導部
- ・生徒、保護者 ⇒ 担任、副担任、養護教諭、教育相談係、部活顧問、生徒指導部等

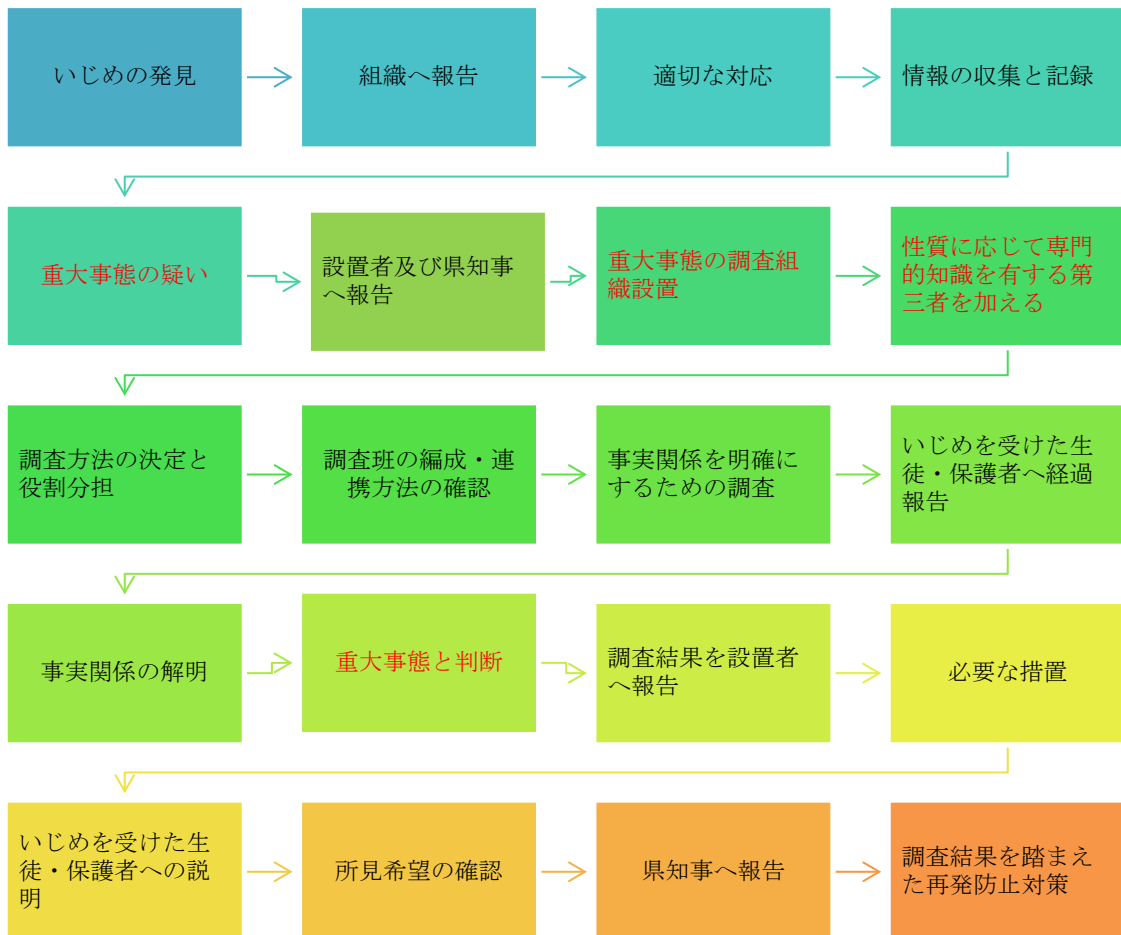
※上記以外でも相談しやすい職員で対応します。

- ① いじめの相談を受けた場合には特定の教員で抱え込まず速やかに組織的に対応します。
- ② いじめ問題に関する情報収集や事実確認を行い、いじめがあった場合は、直ちにいじめをやめさせ、いじめられた生徒を守り、再発防止に努めます。
- ③ 事実確認後、状況によっては警察へ通報します。結果を設置者に報告し、必要に応じて再調査を行います。
- ④ 事実確認後、状況に応じて、いじめた生徒に対して学校教育法第11条に基づく懲戒等の適切な措置を行います。

12 重大事態への対処

推進法第28条第1項

(1) 対処のフローチャート (学校調査)



※ 設置者が必要と認めた場合は、「学校調査」に準じて設置者が調査を行います。

(2) 重大事態の学校調査等について

(推進法第28条)

- ① 重大事態の疑いがある場合は、直ちに設置者及び県知事に報告するとともに、速やかに重大事態に対処し、調査及び再発防止のための組織を設置します。
- ② 重大事態の性質に応じて組織編成を行い、調査を実施。
 - ・ 対策委員会（学校職員）で調査を行う。
 - ・ 専門知識を有する第三者を加えた調査組織で調査を行う。
 - ・ 第三者のみで構成する調査組織で調査を行う。

※第三者は弁護士（顧問以外）、警察官経験者、臨床心理士、社会福祉士、医師等で構成

- ③ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。
- ④ いじめを受けた生徒やその保護者へ調査の経過報告や必要な情報を適切に提供します。
- ⑤ 校長は、重大事態の調査について随時、設置者に報告します。
- ⑥ 設置者が必要と認めた場合は、設置者が調査を行います。
- ⑦ 知事が再調査組織により再調査を実施する場合は協力します。

(3) 重大事態の報告

(推進法第31条第1項)

- ① 重大事態が発生した場合、校長は直ちに設置者及び県知事に報告します。
- ② 重大事態への対応は「推進法」により義務化されていることを踏まえ、事実関係についての情報は、個人情報の保護に配慮しながら、いじめを受けた生徒及び保護者に対して適切に説明します。
- ③ 調査結果について校長は速やかに設置者及び県知事に報告します。

13. その他いじめ防止のための対策に関する重要事項

- ① 学校いじめ防止基本方針の検証と見直しについて
国や県の動向等を勘案し、基本方針の見直しを検討します。見直しが必要な場合は適切に措置を講じます。また、具体的な取り組みについては、実態や課題等に応じて、随時改善していきます。
- ② 「学校いじめ防止基本方針」についてホームページ上で公表します
※国や県の動向などにより、状況に応じて更新する場合があります

資料1 学校いじめ防止プログラム

いじめを未然に防止するために、学校行事や学活、道徳等を生かした「いじめ防止プログラム」を作成しました。各実践ごとに育みたい資質を設定し、継続的に取り組み、いじめを「しない、させない、許さない」態度を育みます。

		中1	中2	中3
4月	行事	・新入生歓迎行事・在校生対面式（思いやり、協働、他者理解、団結心）		
		・宿泊研修（協力、団結）	・新入生交流会（思いやり） ・部活動紹介（協力）	・新入生交流会（思いやり） ・部活動紹介（協力）
	学活・道徳	「わたしのいもうと～いじめにあった妹の気持ちを考える～」（公平・公正・家族愛）		
5月	行事	・飛龍祭体育の部～体育祭～（リーダーシップ、団結心、協力、思いやり）		
			・職業講演①（自立心）	・団長、リーダー練習（協力、団結心）
	学活・道徳	「ネットによるいじめを防止しよう」（情報モラル、思いやり）		
6月	行事	・生徒総会（協働、規範意識、リーダーシップ、愛校心）		
		・オープンスクール（利他心、奉仕）	・職業講演②（自立心）	
	学活・道徳	「いいところ探し自己紹介・共同絵画」（自己肯定感、自己有用感、他者理解）		
7月	行事		・職業講演③（自立心）	・サマースクール（利他心、奉仕）
	学活・道徳	「Iメッセージで伝えよう～アサーティブネス～」（自己表現、より良い人間関係）		
8月	行事	・校外学習（生命倫理感）	・職場見学（勤労観）	・卒論研究（協働、思考）
	学活・道徳	「平和学習・特攻隊の遺書～先人への敬意と感謝～」（命の尊さ、平和を望む態度）		
9月	行事	・飛龍祭文化の部（団結心、協力、思いやり、自己表現力、奉仕） ・合唱コンクール（団結心、協力、思いやり、自己肯定感、自己有用感）		
		・研究発表（協働、協力）	・職業講演④（自立心）	・オープンスクール（利他心）
	学活・道徳	ケツメイシの曲『仲間』で「友情」を学ぶ（理想の友達・仲間、友情、思いやり）		

10月	行事	・生徒会役員選挙（自己表現、規範意識、リーダーシップ、愛校心）		
		・研究発表（協働、協力）		・卒論研究（協働）
	学活・道徳	「『二通の手紙』から秩序と規律ある社会について考える」（規範意識、社会性）		
11月	行事	・登山（団結心、協力）	・海外修学旅行（団結心）	・オープンスクール（利他心、奉仕）
	学活・道徳	「名探偵コンナン～級友について新たな発見をしよう～」 （団結心、協働、友情、よりよい人間関係の醸成）		
12月	行事	・強歩会（協力、協働、団結心、やりぬく力、自己肯定感、自己有用感）		
		・ディベート（協力）	・修学旅行論文作成 （協働、協力）	・卒論研究（協働）
	学活・道徳	「権利の熱気球～人権と個性の尊重～」（人権意識の高揚、個性を認める）		
1月	行事	・職業適性調査（勤労観）		・卒論研究（協働）
	学活・道徳	「福沢諭吉の『心訓』で生き方を学ぶ」（崇高な生き方、高い理想、協力）		
2月	行事	・新書読書（思考力）	・立志式 （責任感、自己肯定感）	・卒論研究（協働）
	学活・道徳	「『100万回生きたねこ』の朗読」（家族愛、人間愛、思いやり）		
3月	行事	・クラスマッチ（団結心、協力、思いやり、他者理解）		
		・読書発表会（自己表現）	・職業講演⑤（自立心）	・卒業式（感謝、愛校心）
	学活・道徳	「私の好きなクラスのみんな～仲間への手紙～」 （感謝の気持ち、思いやり、自己肯定感）		

資料2 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）を設ける
 - ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要
 - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し 組織的に対応

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

《養護教諭》

- ・ 学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む
- ・ いじめ等に関する情報収集を生徒や保護者へのアンケート等を通して行う

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける
- ・ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進（例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、積極的に生徒の話の輪に加わり、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う
- ・ 生徒にいじめは絶対に許さないということを常に伝えるとともに、いじめは命に関わる問題であるという指導を行う

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について周知徹底する
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認

《管理職》

- ・ 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

資料3 いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。周囲の教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが必要である。

○ 場面サイン

登校時（朝の会）

- ・遅刻、欠席が増える。その理由を明確に言わない。
- ・視線が合わず、うつむくことが多い。
- ・体調不良を訴えるが増える。
- ・忘れ物が急に増える。提出物が遅れる。
- ・保健室等に行きたがる。

授業中

- ・保健室、トイレ等、教室から出ていこうとする回数が増える。
- ・教科書、ノート、持ち物等に不自然な汚れがある。
- ・机周りが散乱している。

休み時間等

- ・用のない場所にいることが多い。
- ・ふざけあっているが表情がさえないことが多い。
- ・衣服が乱れている、汚れがある。
- ・一人でいるが増える。

寮

- ・持ち物がなくなる。
- ・生活のリズムが乱れる。
- ・体にあざがある。
- ・部屋から出てこないか、部屋に入ろうとしなくなる。

2 いじめている生徒のサイン

- ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしていることが多い。
- ・ある生徒にだけ、周囲が以上に気を遣っている。
- ・教職員が近づくと不自然に分散することがある。
- ・自己中心的な行動が目立つ
- ・そこにいない生徒の名前を挙げたり、他の生徒を見て大声で笑ったり、ニヤニヤして傍観している

資料4 教室や家庭でのサイン

1 教室でのサイン

教室内あるいは清掃時の特別教室などがいじめの場所となることが多い。教職員が教室、廊下の巡回などでサインを見逃さないようにする。

- ・嫌なあだ名が聞こえる。
- ・特定の生徒に対して、近くに行くことを嫌がる。
- ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- ・筆記用具等の貸し借りが多い。筆記用具がよくなる。
- ・机、いす、持ち物に落書きがある。
- ・特定の生徒の名前が書かれた紙切れ等が落ちている。

2 家庭でのサイン

- ・学校での出来事や友達のことを話さなくなる。
- ・クラスのことや友達のことによって不平・不満を口にするが増える。
- ・朝起きてこなかったり、学校に行きたがらないようになる。
- ・友人からの誘いを断ったり、電話に出なくなったりする。
- ・受信したメールをこそこそ見たり、メールをしたがらなくなる。
- ・不審な電話やメールがある。
- ・友人が急に変わる。
- ・部屋に閉じこもったり、家から出ようとしなくなる。
- ・理由のはっきりしない服の汚れがある。
- ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- ・登校時間に体調不良を訴える。
- ・食欲不振、不眠等を訴える。
- ・持ち物がなくなったり、壊れるが増える。
- ・家庭の品物、金品がなくなる。
- ・大きな額の金銭を欲しがるとする。
- ・今まで持っていた物がなくなる。

資料5 いじめに対する措置

① 基本的な考え方

いじめや嫌がらせの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒やその周りの生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、

家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止の措置をとったりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・スクールサポーターなど外部の専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を保護者に適切に提供する。

④ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わる

ものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

⑥ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

資料5 いじめに対する措置

